

韓国視察の報告と今後の課題

—勾留質問への立会・勾留適否審査の実情—

刑事弁護委員会委員 贅田 健二郎 (61期)

1 はじめに

2010年12月14日、「ブラッシュアップ! さらなる飛躍へ!—被疑者国選弁護制度の検証と展望—」と題し、日弁連主催の第11回国選弁護シンポジウムが京都で開催された。同シンポジウム実行委員会は、被疑者国選弁護制度を巡るさまざまな問題の検証を行ったが、その中の刑事訴訟法等改正検討チームでは、被疑者弁護の充実化に向けた刑事訴訟手続の改正試案を検討し、提案を行った。当職も、チームの一員として検討に加わった。

改正試案の検討にあたって参考にしたのが、韓国の刑事訴訟手続である。韓国は、勾留質問への弁護人立会制度、実質的な起訴前保釈ともいべき勾留適否審査など、日本にはない独自の制度を有している。刑事訴訟法等改正検討チームでは、韓国においてこれらの制度がどのように機能しているのか調査するため、同年8月に韓国視察を行った。

以下では、視察の結果判明した韓国の実情を報告するとともに、日本の刑事訴訟改革の課題について若干触れたい(なお、韓国では日本の「勾留」を「拘束」と呼び、「勾留質問」を「拘束前被疑者審問」と呼ぶが、便宜上、日本の呼称に統一して説明する)。

2 韓国の制度の紹介

(1) 勾留質問への弁護人立会制度

韓国においては、勾留質問が行われる際に弁護人が立ち会うことができる。被疑者に弁護人がいないと

きは、職権で弁護人が選任されるので、勾留質問には必ず弁護人が立ち会うことになる。弁護人は、事前に、逮捕状、逮捕状・勾留状請求書の謄本の交付を請求することができ、さらに捜査書類の一部を閲覧することもできる。立ち会った弁護人は、その場で意見陳述をすることができる。

(2) 勾留適否審査制度

韓国には、日本にない特徴的な制度として、勾留適否審査制度がある。勾留された被疑者やその弁護人らは、勾留の適否の審査を請求することができ、裁判所は、被疑者を審問し、証拠を調べ、請求を棄却するか被疑者の釈放を命じなければならない(なお、適否審査は逮捕段階でも請求することができる)。

さらに特徴的なのは、被疑者を釈放する際に、保証金の納入その他の条件を付することができる点である。すなわち、韓国の勾留適否審査制度は、実質的に起訴前保釈制度として機能しているのである。

3 制度に対する評価

(1) 高い釈放率

近年、韓国における勾留請求却下率は20%を超え上昇傾向にあり、2009年の却下率は25%を超えている。

また、勾留適否審査における釈放率も、50%に近い水準を維持してきたが、最近は減少傾向にあり、2009年の釈放率は35%であった。ただ、最近の釈放率の低下には、勾留請求却下率の上昇が影響しているものと考えられる。もっとも、釈放人員のうち保証金の納入

を条件として釈放される率は90%を超えており、実質的に起訴前保釈として機能していることがよくわかる。

さらに、起訴時の身体拘束率の推移をみると、2000年には46.1%の拘束率だったのが、2009年にはわずか13.9%に低下している。

これらの数字を見れば、韓国の制度が十分に機能していることは明らかである。

一方で、日本の現状はというと、勾留請求却下率は2009年でもわずか0.93%にとどまり、韓国との差は歴然としている。また、起訴時の身体拘束率もいまだに80%以上であり、韓国とは真逆の状況となっている。まさに、日本の人質司法の現状が如実に表れている。

(2) 韓国の実務家の評価

韓国視察において、我々は実務を担う弁護士と裁判官のお話を聞くことができたが、いずれも韓国の上記制度に対する評価は肯定的であった。

まず、勾留質問への弁護人立会制度であるが、弁護士も裁判官も、法律の専門家たる弁護人が被疑者の意見を法律的に整理して陳述することの意義は大きいとの評価であった。

また、勾留適否審査に対する評価も総じて肯定的であった。特に我々が驚愕したのは、勾留適否審査に対する裁判官の評価である。裁判官によれば、基本的な発想は、裁判の際に被疑者・被告人の出席を確保できるかどうかということであり、捜査の便宜については配慮せず、細かい理屈にはこだわらずに不必要な拘束をなくすべく柔軟な制度運用を心掛けているとのことであった。

このように、韓国においては、身体不拘束の原則を徹底するという基本的な発想が根付いており、それが高い釈放率にも結びついているのだと思われる。

(3) 実際の手続の様子

韓国視察において我々は、裁判所のご厚意により、普段は非公開である勾留適否審査手続を特別に傍聴

することができた。法廷内の様子は日本と同様落ち着いた雰囲気であるが、被疑者の様子は日本とはまるで異なっていた。被疑者は時計をはめて普通の靴を履いており、入廷時から腰縄・手錠はしていなかった。そして、当然のように弁護人の隣に着席し、連行してきた警察官は被疑者から少し離れた位置に着席していた。ここでも、無罪推定の原則、身体不拘束の原則が貫かれていることを実感した。

実際の手続の時間は20分程度であったが、裁判官が積極的に被疑者に対して発問し、弁護人の意見にもよく耳を傾けていた姿が印象的であり、実質的な審理が行われていることが実感できた。

4 今後の課題

以上のように、韓国においては、身体不拘束の原則を徹底させた制度が十分に機能していることが判明した。

これに対して、日本ははなはだ不十分な状況にある。日本では、勾留質問において弁護人立会権が認められていない。外形上、勾留適否審査に近い制度として勾留理由開示制度が存在するが、非常に形骸化された制度であり、勾留理由開示公判を経ても、その後の職権による勾留取消しは皆無であり、また、弁護人による勾留取消請求により勾留が取り消されるケースもほとんどない。そして、起訴前保釈に相当する制度は存在しない。

今後、韓国の実情を踏まえて、日本においても被疑者勾留に関する刑事訴訟改革を進める必要がある。日本と韓国の刑事訴訟法は極めて酷似しており、条文の配置や文言はほぼ同様である。その韓国で上記のような手続が機能しているのであるから、日本においても導入することにさほどの障害はないはずである。

勾留質問への弁護人立会制度や勾留適否審査について、日本での導入を実現すべく、議論が深まることを期待したい。